

公平委員会委員の選任について

次の者を今治市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により同意を求める。

令和7年3月28日提出

今治市長 徳永繁樹

記

矢野真之

越智祐年

木原元喜

「理由」

矢野真之委員、近藤寛司委員、門田誠五委員の任期が令和7年3月28日で満了するので、上記の者を選任しようとするもの。

「参 照」

地方公務員法（抜すい）

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもつて組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

9 委員は、地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の地方公務員（第7条第4項の規定により公平委員会の事務の処理の委託を受けた地方公共団体の人事委員会の委員については、他の地方公共団体に公平委員会の事務の処理を委託した地方公共団体の地方公務員を含む。）の職（執行機関の附属機関の委員その他の構成員の職を除く。）を兼ねることができない。

10 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により意見を求める。

令和7年3月28日提出

今治市長 徳永繁樹

記

八木良二

「理由」

八木良二委員の任期が令和7年6月30日で満了するので、上記の者を推薦しようとするもの。

「参 照」

人権擁護委員法（抜すい）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

教育委員会委員の任命について

次の者を今治市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により同意を求める。

令和7年3月28日提出

今治市長 徳永繁樹

記

高橋典子

「理由」

長井俊朗委員が令和7年3月25日で退職したので、上記の者を任命しようとするもの。

「参 照」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜すい）

（任命）

第4条

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

（任期）

- 第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。